

資料 1

(平成 30 年 10 月 10 日第 12 回
同一労働同一賃金部会配付資料
を一部修正)

委員からの質問事項について

1	地域指数の計算	1
2	賞与指数の計算	3
3	勤続年数指数の計算	4
4	通勤手当（時給 71 円）の計算	5
5	賃金構造基本統計調査における学歴計初任給との 調整（12%）の計算	6
6	退職金割合（6%の計算）	7

1 地域指数の計算

<考え方>

- ある地域で特定の職業の構成比が大きい場合は、その職業の賃金水準の影響を大きく受けることが考えられるため、職業の構成比を一定に（全国における職業の構成比に固定）してその地域の平均賃金を計算した上で、その地域の地域指数を計算する。

- 具体的には以下の手順で計算。

<具体的な計算（北海道札幌計の指数の例）>

- 1 全国における職業大分類別の求人件数の構成比を計算
- 2 それぞれのハローワークにおける職業大分類別求人平均賃金を上記の全国における職業大分類別の求人件数の構成比で加重平均
- 3 上記加重平均の結果を全国計の平均賃金 228,007 円で割って指数化

1 職業大分類別の求人件数の構成比（全国計）は以下のとおり

A 管理的職業	0.891
B 専門的・技術的職業	25.771
C 事務的職業	11.853
D 販売の職業	12.442
E サービスの職業	18.381
F 保安の職業	1.385
G 農林漁業の職業	0.682
H 生産工程の職業	12.126
I 輸送・機械運転の職業	5.999
J 建設・採掘の職業	5.907
K 運搬・清掃等の職業	4.562

2 ハローワーク（北海道札幌）における職業大分類別求人平均賃金は以下のとおり

A 管理的職業	256,482 円
B 専門的・技術的職業	258,663 円
C 事務的職業	191,840 円
D 販売の職業	219,160 円

Eサービスの職業	194,286円
F保安の職業	165,004円
G農林漁業の職業	178,246円
H生産工程の職業	211,970円
I輸送・機械運転の職業	201,970円
J建設・採掘の職業	243,358円
K運搬・清掃等の職業	180,173円

これを上記の構成比で加重平均すると、

$$(0.891 \times 256,482 + 25.771 \times 258,663 + \dots + 4.562 \times 180,173) \div (0.891 + 25.771 + \dots + 4.562) = 218,581 \text{円}$$

3 これを指数化すると

$$218,581 \div 228,007 \times 100 = 95.9$$

2 賞与指数の計算

<考え方>

- 勤続0年の所定内給与に乗じることで勤続0年の所定内給与と賞与を合算した額が計算できる指数を作成する。

<具体的な計算>

- 1 平成29年賃金構造基本統計調査の特別集計結果から勤続0年の所定内給与額239,200円、年間賞与49,300円。
- 2 年間賞与を12で割ったものを所定内給与額で割り、1を足して1.02

$$1+(49,300\div 12)\div 239,200=1.02$$

3 勤続年数指数の計算

<考え方>

○ 勤続0年の所定内給与と賞与を合算した額に乗じることで勤続年数ごとの所定内給与と賞与を合算した額が計算できる勤続年数指数（賞与込み）を以下の手順で作成する。

- 1 産業計の所定内給与の勤続年数別指数を計算
- 2 産業計の勤続年数別賞与指数を計算
- 3 上記をかけることで産業計の賞与込みの勤続年数指数を計算
- 4 勤続0年を100として指数化

<具体的な計算>

- 1 産業計の所定内給与の勤続年数別指数を計算

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
所定内給与（時給） （円）	1,424	1,483	1,499	1,566	1,647	1,858	2,235
指数	100.0	104.1	105.3	110.0	115.7	130.5	157.0

- 2 産業計の勤続年数別賞与指数を計算（年間賞与÷12÷所定内給与）

	0	1	2	3	5	10	20
所定内給与（千円）	239.2	247.7	250.4	261.6	275.1	306.6	368.7
年間賞与（千円）	49.3	417.8	639.6	707.5	777.9	994.0	1362.2
賞与指数	0.02	0.14	0.21	0.23	0.24	0.27	0.31

- 3 産業計の賞与込みの勤続年数指数計算（所定内給与指数×（1+賞与指数））

	0	1	2	3	5	10	20
指数（賞与込み）	102.0	118.7	127.4	135.3	143.5	165.7	205.7

- 4 勤続0年を100として指数化

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
指数（賞与込み）	100.0	116.3	124.9	132.6	140.7	162.5	201.6

4 通勤手当（時給 71 円）の計算

<考え方>

- 通勤手当の額については「平成 25 年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（J I L P T）」がある。平成 25 年の賃金構造基本統計調査の給与に通勤手当が占める割合が、平成 29 年においてもかわらないと仮定して、制度導入企業における平成 29 年の通勤手当額を計算した上で、制度導入割合 89.8%を掛けて計算する。

※ 制度導入割合 89.8%を掛けることで通勤手当制度がない企業は 0 円として計算していることとなる。

<具体的な計算>

- 1 「平成 25 年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（J I L P T）」から通勤手当の平均は 12,447 円。
- 2 賃金構造基本統計調査の所定内給与と特別給与（12 で割り月額換算）の合計額（平成 25 年（362,475 円））に通勤手当が占める割合が、平成 29 年（379,792 円）においても変わらないと仮定して、平成 29 年の通勤手当額を計算した上で制度導入割合 89.8%を掛けた額を時給換算すると 71 円。

$$12,447 \div 362,475 \times 379,792 \times 0.898 \div 165 = 71$$

5 賃金構造基本統計調査における学歴計初任給との調整（12％）の計算

<考え方>

- 賃金構造基本統計調査の勤続0年には、経験を有する中途採用者が含まれているため、学歴計の初任給との差（12％）を調整する。

<具体的な計算>

- 1 平成29年賃金構造基本統計調査の学歴計初任給（192,100円）と一般労働者の調査産業計、勤続0年の所定内給与（通勤手当を控除）（231,500円-11,714円=219,786円）の差は12.6%。

$$(219,786-192,100) \div 192,100 \times 100 = 12.6\%$$

※ 賃金構造基本統計調査の初任給には通勤手当が含まれていない。

- 2 同様の計算により過去5年分を計算し平均すると平均12%。

平成25年	11.0%
平成26年	11.0%
平成27年	12.4%
平成28年	13.5%
平成29年	12.6%

6 退職金割合（6%の計算）

<考え方>

- 退職給付等の費用が所定内給与と賞与を合算した額に占める割合を計算する。

<具体的な計算>

- 1 平成28年就労条件総合調査の退職給付等の費用（18,834円）を現金給与額（312,659円）で除して計算。

$$18,834 \div 312,659 \times 100 = 6.02\%$$

※ 就労条件総合調査の現金給与額 337,192円は超過勤務手当込みの金額なので、平成28年賃金構造基本統計調査の（きまって支給する給与＋賞与）と（所定内給与＋賞与）の比率を用い、超過勤務手当を除いた額（312,659円）を計算しそれを使用

$$337,192 \times (304,000 + 894,200 \div 12) \div (333,700 + 894,200 \div 12) = 312,659$$